

法政大学大学院紀要要領〔理工系〕

（総 則）

第1条 法政大学大学院紀要は人文・社会科学系及び理工系に分けて発行するものとし、理工系に係る事項を本要領に定める。

（目 的）

第2条 法政大学大学院紀要情報科学研究科編、法政大学大学院紀要デザイン工学研究科編、法政大学大学院紀要理工学研究科編（以下「紀要〔理工系〕」という。）は本学工学研究科、情報科学研究科、デザイン工学研究科、及び理工学研究科（以下「理工系各研究科」という。）大学院学生が研究指導を受けて、研究成果を発表するために発行する。

（発行者）

第3条 紀要〔理工系〕発行者は、第5条に定める編集委員会とする。

（発行日）

第4条 紀要〔理工系〕は、毎年1回発行し、発行日は原則として3月末日とする。

（編集委員会）

第5条 紀要〔理工系〕を編集するために、研究科長会議に、紀要〔理工系〕編集委員会（以下「編集委員会〔理工系〕」という。）を置く。

（1）編集委員会〔理工系〕は、各理工系研究科長を含む3名以上の委員で構成する。

（2）編集委員は、理工系各研究科で選出する。

（3）編集委員の任期は、1年とする。

（編集委員長）

第6条 編集委員会〔理工系〕に委員長を置く。

2 委員長は第5条第1項第1号の委員の互選により選出する。

（資 格）

第7条 紀要〔理工系〕へ論文を掲載する資格を有する者は、次の各号に該当する者とする。

（1）各理工系研究科在籍の大学院学生

（2）各理工系研究科において博士学位を授与された者

（3）その他編集委員会〔理工系〕が認めた者

（掲 載）

第8条 紀要へ掲載する論文は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨
- (2) その他編集委員会〔理工系〕が認めたもの

(推 薦)

第9条 論文掲載の応募には、指導教員の推薦を要する。

(原稿枚数及び言語)

第10条 第7条の規定による論文の原稿枚数及び言語は、原則として、各研究科で決定する。

(審議事項)

第11条 編集委員会〔理工系〕は次の各号を審議する。

- (1) 掲載論文の募集に関する事項
- (2) 掲載論文の選考に関する事項
- (3) 紀要の形式に関する事項
- (4) 紀要のあとがきに関する事項
- (5) 紀要の送付先に関する事項
- (6) その他紀要の発行に関する事項

(公開方法)

第12条 紀要に掲載された論文等の公開方法は、冊子発行および法政大学学術機関リポジトリを構成するデータベースの部分として原則公衆送信とする。

(改 廃)

第13条 この要領の改廃は、研究科長会議で決定する。

付 則

- 1 この要領は、2007年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、2012年4月1日から一部改正のうえ、施行する。
- 3 この要領は、2013年4月1日から一部改正のうえ、施行する。
- 4 この要領は、2016年4月1日から一部改正のうえ、施行する。
- 5 この要領は、2022年10月13日から一部改正のうえ、施行する。
- 6 この要領は、2025年9月11日から一部改正のうえ、施行する。